

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

参考 『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和5年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	230万円程度	240万円程度	300万円程度	320万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和6年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】令和5年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学校給食費		○	実費		
学用品通学用品費		○	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
			2年～ 13,900円	2年～ 25,000円	
入学準備金		○	6年 63,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等		○	1年 54,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実費		
卒業アルバム代等		○	6年 11,000円	3年 8,800円	
オンライン通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		
医療援助費	○		自己負担額		

※ オンライン通信費は「GIGAスクール構想」に係るものです。詳しくは「宇都宮市 GIGA スクール特設サイト」
http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/index.html をご覧ください。

※ 認定となった場合は申請月分から支給対象となりますので、申請書はお早めに提出してください。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

Q3：どうやって申請すればいいの？ 認定結果はいつわかるの？

A3：申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	①学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、 お子さんが通っている <u>学校に提出</u> してください。 なお、小・中学校にお子さんが通っている場合には、小学校にのみ、申請書を提出してください。
ステップ2 〔6月中旬頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通じてお知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③ <u>認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。</u>

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要（生活保護を受けている世帯も同様）です。

Q4：いつ頃、どうやって支給されるの？

A4：年3回（7，12，3月）に学校を通じて支給されます。

※ 支給に必要な請求は、お子さんが通っている学校が行いますので、保護者の方から、請求関係の書類を提出していただく必要はありません。

※ 振込日や支給内容の詳細は学校から通知が届きます。

Q5：「オンライン通信費」はどうやって支給されるの？

A5：就学援助が認定された方で、「モバイルルータ貸与申請書」を提出されている方に、モバイルルータを無償で貸与します。

★ご注意いただきたいこと

- ・ 小学校入学前に「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には申請が必要となります。
 - ・ 令和6年度（令和5年中の所得）の申告がお済でない方は、必要な申告をしてください。
 - ・ 令和6年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、マイナンバーの提出が必要となる場合があります（必要な場合には、別途お知らせいたします）。
 - ・ 認定後、婚姻により世帯状況が変わった場合や、経済状況の好転により就学援助の必要がなくなった場合は、辞退届を提出してください。
 - ・ 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。
- 詳しくは生涯学習課（電話：632-2676）までお問い合わせください

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所13階 ☎：632-2724）

